

第4章

テーマごとの具体的な方針等

1.つながる安心>>>1.切れ目・すき間のない顔の見える支援

1-1-1 切れ目・すき間のない多様な子育て支援サービスの充実

少子化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など地域社会の構造の変化から、妊婦や保護者の不安や負担感が大きくなっており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子ども子育て支援制度に基づく事業の充実を図るほか、多様な子育て支援事業を実施します。

また、子育て支援策のすき間をカバーするため、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業により把握したニーズや社会資源を基に、新たな公的サービスの開発や既存の民間サービスの転換・組合せによる、個々のニーズに対応するきめ細かな子育て支援を展開します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充】 利用者支援事業 ※母子保健型 地域医療対策課内に保健師、助産師等の専門職を有する子育て世代包括支援センターを設置 ※基本型 子育て支援課内に利用者支援専門員「なかつ子育てパートナー」を配置	子育て世代包括支援センターを総合相談窓口とし、なかつ子育てパートナーとの相互連携の下で、子育てで家庭や妊産婦の困りごと等に合わせ、福祉制度や地域の子育て支援サービス等から必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や支援の紹介を行っています。	母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問を通じて顔の見える関係づくりに努めるとともに、各子育て支援センターの相互連携や個別支援を後方支援することにより、切れ目・すき間のない顔の見える子育て支援を実践します。 また、子育てサポートブックの発行や、利便性向上のため子育て支援アプリを活用し、わかりやすく役に立つ情報の提供に努めます。	地域医療対策課 子育て支援課
【重点】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターの名前で親しまれており、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。市内8ヶ所で実施しています。	各拠点の相談援助技術の質の向上と相互連携を深め、医療・福祉等各拠点の強みを活かした個別の支援、地域活動の支援、独自のサービスを展開します。	子育て支援課
【継続】 児童館運営事業	遊びを通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設で、子どもの意志で自由に利用することができ、子どもの課題の早期発見や発生予防的な福祉機能も果たしています。	乳幼児から小・中・高生までが安心して集える居場所をめざし、「遊びを通じた様々な学び」の提供を行うとともに、地域交流や他施設との連携により、子どもの健全な育成と子どもや子育て家庭を支える地域づくりに努めます。	子育て支援課
【継続】 子育て支援活動の展開を図る取り組み	食育や遊び、自然体験等の活動を通じ、子どもだけでなく親も一緒に成長できるプログラムに取り組んでいるほか、大学教授等専門家による育児相談も行っています。	なかつ・こどもいきいきプレイルームを活動拠点として、大学等と連携して、時流の一步先行く子育て・親育ちの支援に努めます。	子育て支援課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 子育てサークル支援	母親等の地域住民の積極的な参加による地域組織活動を支援しています。公民館等を拠点に、お互いの親睦と交流を深めながら、子育てについての話し合いや、ボランティア活動等の子どものための活動が行われています。	児童館や子育て支援センターによるサークル相互の連携支援、公民館における家庭教育を協働で推進するほか、地域の子育て環境の充実に有効な活動の費用助成を継続し、自主的な地域組織活動の活性化を図ります。	子育て支援課 社会教育課
【継続】 児童手当	中学生までの児童を養育している人に支給する手当です。	受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。	子育て支援課
【継続】 おおいた子育て ほっとクーポン	子どもが生まれた家庭に、地域の子育てサービスに使えるクーポン（出生順位×1万円）を交付しています。	子育て世代の経済的負担の軽減や子育て支援策の周知を図るため、利用可能なサービスの充実に努めます。	子育て支援課
【継続】 一時預かり事業	保護者の急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時等に子どもを預かる事業で、幼児教育・保育施設等で実施しています。	更なる利便性の向上と併せて子育て支援センターでの一時預かりを検討するほか、子育て短期支援事業と相互に利用しやすい制度づくりに努めます。	子育て支援課 保育施設運営室
【継続】 子育て短期支援事業	保護者の出張や冠婚葬祭、病気等により、子どもの養育ができない場合に、児童養護施設や乳児院において短期間の宿泊等で子どもを預かります。	本事業の利便性の向上を図るほか、一時預かり事業と相互に利用しやすい制度づくりに努めます。	子育て支援課
【継続】 ファミリー・サポート・ センター事業	子育て中の保護者で子どもの預かり等の援助を希望する人と、援助を行うことを希望する人が相互に助け合う制度です。	援助する人の養成を強化するほか、親しみやすく利用しやすい制度運用に努め、制度周知と利用促進を図ります。	子育て支援課
【継続】 地域を主体とした 子育て支援	地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、様々な地域活動が推進されています。	世代間交流や地域の寄合いの場としてのサロン、住民型有償サービスの活動等、地域における子育て支援につながる活動を積極的に推進します。	社会福祉課
【継続】 ホームスタート	未就学児のいる家庭にボランティア（ビジター）が訪問し、傾聴と協働により、アウェイ育児（出身地以外での育児）等に悩む保護者を支援しています。	保健師と連携して制度周知や利用促進を図るほか、ビジターの養成に努めます。	子育て支援課 地域医療対策課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 親子で「ちょっとおでかけ」 が楽しくなる充実した遊び 場	「なかつ・こどもいきいきプレイ ルーム」や「なかつ・わくわくふ れあい広場」等、親子で遊べるス ポットが充実しています。	既存の公園等に磨きをかけ魅力 アップを図るとともに、青の洞門 の自然水族館や耶馬溪ダム、河川 プール等の耶馬溪の自然や八面 山も親子で楽しめるスポットと してPRを強化します。	都市整備課 子育て支援課 観光推進課 耶馬溪観光室 支所地域振興課
【拡充】 交通手段の確保	自家用自動車を利用しない子育て 家庭の交通手段として、コミュニ ティバスの運行やおおいた子育て ほっとクーポンを活用した受診時 等のタクシー利用を推進していま す。	公共交通機関の利用促進を図る ため「マイ時刻表作成サービス」 等の個別対応を図るほか、コミュ ニティバスの利便性向上等、新た な交通手段の導入に向け検討を 進めます。	地域振興・広聴課 子育て支援課
【継続】 病児・病後児保育事業	病気や病後の子ども(小学生以下) を保護者が家庭で養育できない場 合に、専用施設(病児・病後児各 1ヶ所)で預かります。	送迎対応の実施を検討する等、本 事業の充実を図るとともに、感染 症流行期の利用者急増に備え、他 の民間サービスとの連携や「子の 看護休暇」を取得しやすい環境づ くりを推進します。	子育て支援課
【継続】 養育支援訪問事業	赤ちゃん訪問や乳幼児健診の結果 等により、養育支援が特に必要と 認められる家庭を訪問し、養育に 関する指導・助言等を行うことに より、家庭の適切な養育の実施を 確保しています。	保健・医療・福祉の連携に基づき、 主に妊娠期からの継続的な支援 を特に必要とする家庭、子育てに 対して強い不安や孤立感等を抱 える家庭、虐待のおそれやそのリ スクを抱える家庭を訪問し支援 します。	子育て支援課 地域医療対策課
【拡充】 放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童 (小学生)が、放課後や長期休業 期間中に小学校の余裕教室や専用 施設等で過ごしています。	国の新・放課後子ども総合プラン に基づいて、放課後児童クラブの 環境整備や放課後子ども教室と 一体的にまたは連携して実施す る等して、小学生の居場所づくりに 努め、長期休業期間に集中する ニーズにも対応します。	子育て支援課 生涯学習推進室 学校教育課

1.つながる安心>>>1.切れ目・すき間のない顔の見える支援

1-1-2 母子保健と児童福祉の連携による顔の見える支援

ニーズ調査において、前回調査と比較して全体的な子育て満足度は向上している。一方で、妊娠期から出産期の満足感・充実感はわずかながら低下しており、妊娠や出産に対するあらゆる不安の緩和や解消を図る支援が必要と考えます。

母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問等、妊娠・出産から子育て期を通して保健師や助産師が関わり、あらゆる相談対応を行う「子育て世代包括支援センター」を中心に、「子ども家庭総合支援拠点」や関係機関との連携による顔の見える子育て支援を実践します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期の様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ窓口で、保健師や助産師等の専門職が支援しています。	子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点と連携し、顔の見える子育て支援を実践します。	地域医療対策課
【重点】 子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行っています。	地域医療対策課内の子育て世代包括支援センターと連携し、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用した「顔の見える子育て支援」を実践します。	子育て支援課
【継続】 要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見及び要支援家庭への適切な支援を行うため、福祉・教育・保健・医療・警察・人権擁護等の各機関の代表者で構成され、各機関の連携の下に組織的・専門的対応を図っています。	子ども家庭総合支援拠点を調整機関とし、「切れ目のない顔の見える支援」の要として、常に関係機関との情報共有や連携強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。	子育て支援課



1.つながる安心>>>2.子育てと仕事の両立支援

1-2-1 保育事業・放課後児童クラブの充実

本市における保護者の就労率は年々上昇しており、ニーズ調査の結果によれば、特に母親の就労率が8割を越えており、女性の就労機会の拡大や幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への迅速な対応が必要です。

今後、保護者ニーズを的確に把握しながら、保育や放課後児童クラブの需要への適切な対応を図り、延長保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供と放課後児童クラブの環境整備、情報提供の充実に努めるとともに、保育士や放課後児童支援員等の各種研修への参加を支援し、保育サービスや放課後児童クラブの質の向上に取り組みます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 保育需要への対応と 保育内容の充実	認可保育所 21 ヶ所、認定こども園 13 ヶ所、地域型保育事業 1 ヶ所で保育を実施しています。	認可保育所や認定こども園において保育需要に応じた児童の受入を行います。また、保育士の各種研修への参加を促進し、保育サービスの質的向上を図ります。	保育施設運営室
【継続】 認可外保育施設への助成	認可外保育施設を利用する児童や職員の健康診断及び調理員の細菌検査費用を助成しています。	県と連携して、認可外保育施設の衛生・安全対策を図ります。	保育施設運営室
【継続】 延長保育事業	認可保育所、認定こども園で延長保育を実施しています。	保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた延長保育の実施に努めます。	保育施設運営室
【継続】 障がい児保育事業	認可保育所、認定こども園で障がい児保育を実施しています。	障がいのある児童の保護者の就労支援のため、障がい児保育を実施する保育所、認定こども園の受入体制の整備に努めます。	保育施設運営室
【継続】 休日保育事業	認可保育所 1 ヶ所で休日保育を実施しています。	保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた休日保育の促進に努めます。	保育施設運営室
【継続】 幼稚園におけるサービスの充実	公立幼稚園において、給食の実施や午後及び長期休業の預かり保育を実施しています。	障がい児の受入体制を整備するほか、公立幼稚園での預かり保育の充実に努めます。	保育施設運営室 学校教育課
【拡充・再】 放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、市内 34 ヶ所の放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を提供しています。	保護者の就労形態の多様化に対応するため、需要に応じた放課後児童クラブの環境整備や運営を支援する等、総合的な小学生の居場所づくりに努めます。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 生涯学習推進室

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充】 放課後児童クラブ アドバイザー巡回事業	村上記念童心館内に放課後児童クラブアドバイザーを1名配置し、各放課後児童クラブの運営支援を行っています。	アドバイザーの巡回等により、遊びを通じた体験活動の充実や作業療法士と連携した特性のある児童の個別支援、安定したクラブ運営に向けた支援に努めます。また、県や放課後児童クラブ連絡協議会と連携して、支援員の処遇改善及び資質向上に努めます。	子育て支援課
【継続】 保育士等奨学金返還 支援事業	市内の民間保育施設等で就労する保育士等の奨学金返還に要する費用の一部を補助（月額5千円×5年間）しています。	保育士等の就職後の経済支援を継続することにより、保育人材の確保・定着及び離職防止を図ります。	保育施設運営室
【拡充】 多子世帯への保護者負担金の助成	幼児教育・保育の無償化と併せて、第2子以降の児童に係る放課後児童クラブ保護者負担金の助成や保育料等の無償化（にこにこ保育支援事業）を実施しています。	希望する子どもの数の実現を後押しするため、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課 学校教育課 保育施設運営室
【新規】 子育てと仕事両立応援事業	育児休業と育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備するため、事業主や従業員に対し、大分県が奨励金や応援金を支給しています。	大分県と連携し、事業主に対して本事業の周知を図るほか、本事業の補完として市独自の「子の看護休暇取得」を促進する事業を実施し、父母ともに子育てと仕事が両立できるよう支援します。	子育て支援課



1.つながる安心>>>2.子育てと仕事の両立支援

1-2-2 ワークライフバランスと男女共同参画の推進

ニーズ調査によると、「仕事の時間と家庭の時間」については、7割以上の保護者がバランスよく両立することを望んでいますが、現実には5割以上の母親が育児を優先し、8割以上の父親が仕事を優先している実態があります。

保護者が仕事を続けながら安心して出産・子育てができるよう、育児・介護休業法の周知及び多様な就業形態の導入等、雇用環境の整備について、企業の子育て支援に対する意識啓発や情報提供、雇用に関する相談の充実に努めます。

また、ワークライフバランスの実現には、「女性が働くことに対する協力・理解が必要」と考えている人が最も多く、男女共同参画に関する意識啓発の強化と併せて、祖父母等との同居や近居を進め、家族・親族ぐるみで子育てできる環境づくりに努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 「第2次ともに生き生き プランなかつ」の推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市が住民の意識調査を踏まえ策定した行動計画です。	男女共同参画の意識が進み、男女ともに仕事と生活の調和がとれるよう、意識改革や生活の安定、女性の活躍の推進を図ります。特に、長時間労働の抑制等の推進、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児への参画を促進します。	人権・同和対策課
【重点】 男女共同参画週間の 取り組み	男女共同参画社会の実現に向けた標語コンクールや記念講演会、街頭キャンペーンを開催しています。	「ならんで一緒に」をモットーに、男女共同参画社会の実現に向け、講演会や料理教室等の取り組みを推進します。	人権・同和対策課
【継続】 ファミリー向け 料理教室の開催	「料理は女性が行うもの」という固定観念を払拭するため、ファミリー向け料理教室を各地域の公民館等で開催しています。	男女共同参画社会の実現をめざした取り組みの一環として、「お父さんやおじいちゃん」等の男性も家族ぐるみで参加できるよう、内容の充実に努めます。	人権・同和対策課
【拡充】 男性の家事・ 育児参画の推進	各子育て支援センターで、父親の育児参加を促進する取り組みが行なわれています。	子育て支援センターが開催する父親向けの子育て教室やプレパパ教室等のPRを強化し、父親の育児参加を促進します。	子育て支援課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 父子健康手帳の配布・ ママパパクラスの開催	母子健康手帳交付時に希望者に父子健康手帳を配布しています。また、初めての出産を迎える夫婦を対象とした講習会や交流会を開催しています。	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及に努め、家族で協力して次世代を担う子どもを育てる意識の啓発を図ります。	地域医療対策課
【拡充】 イクボス・イクメンの推進	子育て世代にとって働きやすい環境を作る「イクボス」や、子育てに積極的に関与する男性「イクメン」を県と協働で推進しています。	おおいた子育て応援スクラム事業の一環として、「イクボス養成セミナー」や「男性の子育て推進講座」を県や近隣市と協働で開催するほか、個別の出前講座も検討します。	商工振興課 子育て支援課
【拡充】 女性の起業支援	女性起業家応援プログラム（なかつアーチ）を実施しています。	ワークショップ等を通じて女性起業家同士の交流を深めると同時に、起業を支援する商工団体や金融機関と連携し、女性の様々な分野での活躍を支援します。	商工振興課
【拡充】 新たな働き方の支援	大分県と協働で、在宅ワークに関心がある女性を対象に、在宅ワークの基礎知識、心構えや事例をわかりやすく学ぶセミナーを開催しています。	「自宅です仕事をする」という新たな働き方を提案する等、子育てとの両立を可能にする女性のあらゆる働き方を支援します。	商工振興課
【継続】 リフォーム支援事業	子育て世帯の住環境の向上を図るため、子育て世帯、三世帯同居世帯が行う住宅改修工事費用の一部を補助しています。	実家をリフォームする等して、三世帯同居や祖父母等と近居できるよう、事業の利用促進を図ります。	子育て支援課
【継続】 Uターン住宅改修補助	移住・定住支援の一環として、中津市内にUターンする人の実家等の住宅改修費用を補助しています。	市内全域へのUターンによる移住・定住促進を図ります。	地域振興・広聴課
【新規】 おおいた子育て応援団 「しごと子育て サポート企業」の普及	仕事と育児の両立や男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を大分県が認証しています。	市内の企業13社が認証されており、大分県と協力して認証企業の増加に努めます。	商工振興課 子育て支援課

1.つながる安心>>>3.安全・安心な環境づくり

1-3-1 小児医療の充実

中津市民病院は、周辺医師会と協力して、地域の医療機関（かかりつけ医）との横のつながりを意識しながら連携し、真に医療を必要とする人にスムーズに医療が提供できるよう努めています。

小児科では、子どもの病気全般を診療し、夜間は看護師による小児救急電話相談が対応し、緊急入院が必要な場合は中津市民病院で対応しています。

また、産婦人科は、小児科や小児外科と連携し、妊娠中から出産後まで、母親と子どもそれぞれに必要な医療とサポートを切れ目なく提供できる、お産と子どもの病気で困らない体制を整えており、健康な妊婦からハイリスク妊婦も受け入れ、新生児集中治療室も併用した周産期医療を実施しています。

小児救急センターは、夜間・休日に急病となった子どもを診療する医療機関です。周辺医師会や各大学、近隣病院の協力により運営しています。場所は中津市民病院に隣接しています。

このように、すべての子どもや妊産婦が安心して適切に医療が受けられるよう、医療体制の維持や子ども医療費助成制度の充実に努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点】 小児医療の維持と充実	医師会や歯科医師会の協力の下、休日当番医の取り組みや市民病院の医師確保等を行い、小児医療を含む地域医療の維持・充実に努めています。	医師会、歯科医師会との連携を強化し、地域における小児医療の維持・充実に努めます。	地域医療対策課 市民病院
【重点】 小児救急医療の充実	周辺医師会や各大学、近隣病院の協力により、小児救急センターの運営を行っています。	市と小児救急センター、医師会が三位一体となって、小児救急医療体制の維持に努めます。	地域医療対策課 小児救急センター
【重点】 予防医療の推進	任意予防接種の助成の充実に図るほか、予防医療の重要性について、市民参加型の講演会や市報掲載等により啓発しています。	病気にならない「予防」の重要性の啓発を強化するほか、任意予防接種の接種率の向上に努めます。	地域医療対策課 市民病院
【継続】 子ども医療費の助成	中学生以下の子どもの入院・通院医療費を助成しています。	すべての子どもが安心して医療が受けられるよう、医療費助成制度の充実に努めます。	地域医療対策課



1.つながる安心>>>3.安全・安心な環境づくり

1-3-2 子どもの居場所づくり

平成31年4月、市内全域の小学生・中学生・高校生が集える児童館として「村上記念童心館」がオープンしました。これまでも、あらゆる子どもの居場所づくりとして、大型の屋内遊び場「なかつ・こどもいきいきプレイルーム」や大規模な遊具を備えた「なかつ・わくわくふれあい広場」、幼児教育・保育施設や子育て支援センター等の施設の充実を図っていますが、現状では小学生の放課後の居場所づくりが喫緊の課題となっています。

国では、厚生労働省と文部科学省の連携の下、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進することとしています。

本市においても、本プランの趣旨に従い、教育委員会と福祉部局が一体となって教育・福祉施設等の公共スペースの有効活用を検討し、放課後児童クラブの利用定員の拡大や放課後子ども教室等との更なる連携・推進を図り、今後も児童の放課後の居場所づくりに努めます。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【拡充・再】 放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後や長期休業期間中に小学校の余裕教室や専用施設等34クラブで過ごしています。	放課後児童クラブの受け皿整備に努めるほか、長期休業期間に集中するニーズにも対応します。	子育て支援課
【拡充】 放課後子ども教室	学校や公民館を活用し、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域の指導者やボランティアを配置し、放課後や週末に学習支援や体験活動、地域住民との交流活動を行っています。	各小学校区を担当するコーディネーターを中心に、土曜アクティブ教室や小学生チャレンジ教室を開催するとともに、地域住民や放課後児童クラブとの連携を深め活動内容の充実に努めます。	生涯学習推進室 子育て支援課
【新規】 放課後居場所緊急対策事業、小規模多機能・放課後児童支援事業	公民館や福祉施設等に専門スタッフを配置し、児童の入退館の把握や見守りを行うほか、幼児教育・保育施設、地域子育て支援拠点等を活用して、小規模の放課後児童の預かりを実施する事業です。	待機児童のいる小学校区を中心に、社会福祉法人等への協力を呼びかけ、地域に応じた事業展開を図り、待機児童の解消に努めます。	子育て支援課 社会福祉課
【拡充】 小学校独自の放課後の活動	一部の小学校では、全校児童を対象に、放課後の時間を活用して補充学習を行っています。	市内の先進的な取り組みや全国の優良事例を参考に、地域のボランティア等を活用した地域または小学校の特性を活かした放課後の居場所づくりに努めます。	社会教育課 学校教育課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続・再】 児童館運営事業	遊びを通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設で、子どもの意志で自由に利用することができ、子どもの課題の早期発見や発生予防的な福祉機能も果たしています。	乳幼児から小・中・高生までが安心して集える居場所をめざし、遊びを通じた様々な学びの機会を提供し、子どもの健全な育成と子どもや子育て家庭を支える地域づくりに努めます。	子育て支援課
【継続】 子どもの居場所づくり事業	子どもたちが安心して過ごすことができる「子ども食堂」等の取り組みを実施する団体に補助金を交付し、その活動を支援しています。	地域の子どもたちが放課後等に食事、学習、団らん等を通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりを進めます。	子育て支援課
【継続】 放課後等デイサービス	障がい児通所支援の一環として市内8ヶ所で実施しており、学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休業期間中に利用し、生活能力向上のための訓練等を継続的に行っています。	学校教育と連携して、障がいのある児童の自立促進、放課後等の居場所づくりに努めます。	社会福祉課



1.つながる安心>>>3.安全・安心な環境づくり

1-3-3 安全・安心なまちづくり

子どもを事件・事故の被害から守るため、地域ごとの「自主防犯パトロール隊」や「中津市安心パトロール隊」による見守りや防犯活動、警察や交通安全協会等関係機関・団体との協働による段階的・体系的な交通安全教育の推進により、交通事故や犯罪のない「安全・安心なまちづくり」を進めます。

特に、交通安全教室の開催や自転車の正しい乗り方を指導する等、子どもを交通事故から守ることを重要課題として、警察、学校、幼児教育・保育施設、学校ほか関係民間団体との連携・協力体制を強化するとともに、学校・家庭・地域の協働による地域ぐるみの学校の安全対策にも努めます。

また、子どもたちが安全・安心に思いっきり遊べるよう、公園、児童館、子育て支援センター、学校、幼児教育・保育施設等のあらゆる遊具の安全点検を徹底します。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 自主防犯パトロール隊 への支援	ボランティア隊員による下校児童の見守り、巡回パトロール活動、被害防止啓発活動を行っています。	新たなパトロール隊の設立や車両登録等に関する支援を行い、自主防犯パトロール隊の活動支援を強化します。	生活環境課
【継続】 中津市安心パトロール隊 による見守り活動	安心パトロール車4台で、市内全域をパトロールし「見せる・見える・知らせる」パトロール活動を展開しています。	小学校の通学路のパトロールや登下校児童の見守りを実施するほか、学校、放課後児童クラブ、幼児教育・保育施設周辺の安全パトロールを強化します。	生活環境課 子育て支援課 保育施設運営室 学校教育課
【継続】 各種情報の収集・提供	大分県警察の「まもメール」や中津市の「なかつメール」等を活用して、安全・安心関連情報の収集及び提供を行っています。	保護者に対し「まもメール」や「なかつメール」等の利用を促進するほか、学校、放課後児童クラブ、幼児教育・保育施設とも連携して情報提供に努めます。	生活環境課 防災危機管理課
【継続】 広報・啓発活動の推進	各種ボランティアや関係機関・団体との連携により、広報活動や街頭啓発活動、推進大会等を実施しています。	市民、警察、行政が一体となり交通事故や犯罪のない、子どもや保護者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。	生活環境課
【継続】 交通安全教育の推進	交通安全協会と連携して、学校や幼児教育・保育施設にて交通安全教室を開催しています。	児童の年齢等に応じて、段階的・体系的な交通安全教育を推進します。	生活環境課 保育施設運営室 学校教育課
【継続】 救急法の指導	学校や幼児教育・保育施設、放課後児童クラブの保護者や職員を対象に、乳幼児救急講習会等を実施しています。	市民が正しい応急処置法を身につけられるよう、指導・啓発を更に強化します。	消防署

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
<p>【継続】 通学路や遊具の安全点検</p>	<p>各施設の管理者が、良好な状態が保全されるよう維持管理に努めています。</p>	<p>子どもの事故を未然に防ぐため、通学路や学校、幼児教育・保育施設、公園等の遊具の安全点検を徹底します。</p>	<p>学校教育課 教育総務課 保育施設運営室 子育て支援課 都市整備課 道路課 生活環境課</p>



2.つながる元気>>>1.ひとりひとりの健やかな育ちを支援

2-1-1 妊娠、出産、産後の支援

大分県では、ヘルシースタートおおいた事業推進委員会等が設置され、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の各ライフステージで適切な支援が受けられるよう医療や母子保健の体系的な整理、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」の構築が進められています。本市においても、連携のツールとして連絡票の作成や関係機関との連携会議等を行い、産婦人科や小児科、中核を担う中津市民病院との連携が図られており、近年では精神科との連携も深まっています。

今後も、全乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、胎児期から2歳になるまでの「最初の1000日」の重要性を念頭に、妊娠期からの一貫した母子保健サービスを充実させるために、関係機関との連携・強化を図りながら、妊娠届出から出産・乳幼児期までのすべての母子についての状況把握に努めます。

また、妊娠から出産・産後まで健やかに過ごし母子の健康が確保されるよう、更に保健・医療・福祉の連携を深め、保健師・助産師・栄養士等専門職による顔の見える健康支援の実施と切れ目のない支援体制の充実を図ります。

【関連する施策・事業等】

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【重点・再】 子育て世代包括支援 センター	妊娠期から子育て期のワンストップ相談窓口として地域医療対策課内に設置しています。 また、子育て支援課内の「なかつ子育てパートナー」とも連携して支援しています。	妊娠期から子育て期の様々なニーズに対し、保健師や助産師等の専門職が総合的に相談支援を提供します。特に、産後うつ等の精神的ケアに心がけ、妊娠・出産・産後を健やかに過ごせるようサポートを強化します。	地域医療対策課 子育て支援課
【継続】 20年をつづる 母子健康手帳の交付	母と子の健康管理について、妊娠中から子どもが20歳になるまで記録できる母子健康手帳を交付しています。	妊娠届出の際に、助産師や保健師等の専門職が母子健康手帳の交付と併せて相談に応じ、顔の見える支援を行います。また、子育て支援アプリを導入する等、若い世代のニーズに即した妊産婦支援に努めます。	地域医療対策課 子育て支援課
【継続・再】 父子健康手帳の配布	母子健康手帳交付時に希望者に父子健康手帳を配布しています。	妊娠・出産・育児に関する知識の普及に努め、家族で協力して子どもを育てる意識の啓発を図ります。	地域医療対策課
【継続】 不妊治療等の支援	国・県とともに不妊治療費等の一部を助成しています。	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもが欲しいという願いが叶う環境づくりに努めます。	地域医療対策課

施策・事業名	概要・現状	取組方針	関係課
【継続】 妊婦健康診査	妊婦に対し、健康診査受診票を14回分発行しています。	妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」をめざし、健康診査の受診をサポートします。	地域医療対策課
【継続】 妊婦超音波検査受診票の交付	出産時35歳以上の妊婦を対象に超音波検査受診票を交付しています。	妊娠の経過や胎児の発育状況の確認、母体の変化のチェック等により、安心して出産を迎えられるようサポートします。	地域医療対策課
【継続】 新生児聴覚検査受診票の交付	母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付しています。	新生児に対し聴覚スクリーニング検査を行うことにより、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。	地域医療対策課
【継続・再】 ママパパクラスの開催	初めての出産を迎える夫婦を対象とした講習会や交流会を開催しています。	妊娠・出産・育児に関する正しい知識を伝えることで、出産や子育てに対する不安の緩和と親としての意識向上を図り、安心して出産を迎えられるようサポートします。	地域医療対策課
【継続】 妊婦・赤ちゃん健康相談、育児電話相談	保健師等が各地区の公民館等を巡回し、身長・体重の測定等と併せて相談に応じるほか、電話による相談にも応じています。	育児やしつけ、健康のこと等、保健師等の専門職に気軽に相談ができるよう、巡回や訪問、電話でサポートします。	地域医療対策課
【拡充・再】 こんにちは赤ちゃん訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる全世帯を訪問しています。	保健師等が訪問して全ての乳児の状況を把握し、育児不安の軽減や産後うつ等の早期発見を図り、顔の見える支援により全ての保護者に安心感が与えられるよう努めます。	地域医療対策課
【継続】 助産・母子保護制度	助産制度は、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、入院費用を援助する制度です。また、母子保護制度は、母子生活支援施設へ入所し、母子の生活安定と自立支援を図る制度です。	困窮する妊産婦に対し、相談支援機関や市民病院が積極的に関与し、どのような状況でも安心して出産できる環境づくりに努めるほか、DVや生活困窮等で支援が必要な母子の保護に努めます。	子育て支援課 社会福祉課 市民病院